利用規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、「スマートコントラクトの仕組みと法律」(中央経済社、2023)(以下「本件書籍」といいます)の購入者に対して配布される書籍購入特典NFT(以下「本件NFT」といいます)について、本件書籍の著者である荒巻陽佑(以下「著者」といいます)が提供する本件書籍の購入特典NFT関連サービス(以下「本サービス」といいます)を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。

第2条(本サービスの利用契約)

- 1 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約の内容を承諾の上、著者所定の申込書を著者に提出する方法その他の著者所定の方法により、本サービスの利用登録の申込みをするものとします。
- 2 次の各号に掲げる者は、本サービスの利用登録をすることができません。
 - (1) 本件書籍の購入者でない者
 - (2) 過去に本規約又は本サービスの利用契約に違反したこと又は解除されたことがある者
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)
 - (4) 次の関係を有する者
 - ア 反社会的勢力がその経営を支配していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって 反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持 運営に協力し、又は関与している関係
 - オ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
 - (5) 前各号のほか著者が不適当と認める者
- 3 著者が第1項の申込みの審査をするために必要な資料の提供を申込者に求めたときは、申込者はこれに応じるものとします。
- 4 第1項の申込みを受けて著者が本サービスの利用登録をした時に、申込者と著者の間で本サービスの利用契約が成立するものとします。

第3条(届出内容の変更)

- 1 前条第1項に規定する申込書に契約者(前条第4項の規定により著者との間で本サービスの利用契約が成立した者をいいます。以下同じです)が記載した事項その他の契約者が著者に届け出た事項に変更が生じたときは、契約者は、速やかに著者所定の方法により変更内容を届け出るものとします。
- 2 契約者が前項の届出を怠ったことにより著者から契約者への連絡、通知等が契約者に到達せず、又は遅延したために契約者に損害が生じた場合であっても、著者はその責任を負いません。

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、本件書籍の購入者に対して、本件NFTを無償で配布し、本件NFTに紐づくコンテンツの閲覧を可能な状態にする目的で提供されるものであり、本件NFT配布サービス及び本件NFTに紐づくコンテンツの閲覧サービスから構成されます。本件NFTは、AvalancheネットワークのC-Chain (Chain ID:43114) (以下「本件チェーン」といいます)上において発行されるERC721の規格に準拠したNFTになります。なお、著者は、契約者に対して提供する本サービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

1 本件NFT配布サービス

(1) 著者は、毎週日曜日、本契約者に対して、本契約者が以下の条件を満たす場合、本件NFTを無償で配布します。

- ア 2023年10月1日までに本規約第2条第1項に基づく申込みをした者であること
- イ 本規約に違反する行為をしていないこと
- ウ 本規約第2条第2項各号に該当しないこと
- エ 当該本件書籍について本件NFTの配布を受けていないこと
- (2) 著者は、契約者が本サービスの利用契約の申込時に著者に届け出たブロックチェーン上のアカウントのアドレスその他のアドレスに宛てて本件NFTを移転させるトランザクションを実行し、当該アドレスに係るアカウントに対して本件NFTを移転させた時に、当該契約者に本件NFTが配布されたものとみなします。
- (3) 本件チェーンのブロックの生成状況その他の状況により、本件NFTの配布が遅滞する場合があります。また、著者が別途表示した場合その他合理的な理由がある場合には、本件NFTの配布完了まで時間を要することがあります。
- (4) 本件NFTはtokenURIに紐づくコンテンツの情報が本件チェーンの記録を保持するノード上に記録される仕様になります。ただし、著者は、本件NFTに紐づくコンテンツに関する情報の保存義務又は維持義務を負うわけではありません。
- (5) 本件NFTの無償配布の際に、50分の1の確率で、通常のNFTの代わりにレアNFTが配布されます。レアNFTの保有者は、レアNFT以外の本件NFTの保有者と異なるコンテンツを閲覧することができます。もっとも、レアNFT以外の本件NFTの保有者も当該NFTに紐づく同様のコンテンツを閲覧することが可能であり、そのコンテンツの分量及び性質はレアNFTに紐づくものと大きく異なるものではありません。
- (6) 本件NFTに紐づくコンテンツの内容、分量及び性質に鑑みると、本件NFTの経済的価値は、本件NFTの配布の時点において、レアNFTであるか否かに関わらず、金100円を上回るものではありません。
- (7) 本件NFTは、2023年10月8日の著者が適当と認める時まで、他のアカウントに移転することができません。
- (8) 本件NFTは、不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用することはできず、決済手段として使用することは認められません。また、本件NFTの発行可能最大量は、1,200個になります。
- 2 本件NFTに紐づくコンテンツの閲覧サービス
 - (1) 著者は、本件NFTを保有する本契約者に対して、著者が提供するウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」といいます)上において、本件NFTに紐づくコンテンツを閲覧可能な状態にするサービスを提供します。
 - (2) 著者は、本件NFTを保有する本契約者に対して、本件NFTのアカウントを管理する秘密鍵を用いて署名を行うことによって本件ウェブサイト上において閲覧することができるコンテンツ (以下「シークレットコンテンツ」といいます)について、本件ウェブサイト上において閲覧可能な状態にするサービスを提供します。
 - (3) 本件NFTを保有する本契約者は、本件NFT及びそれに紐づくコンテンツ(シークレットコン テンツを除きます)を以下の方法で使用することができます。
 - ア 当該コンテンツを閲覧すること
 - イ 本件NFTを保有する本契約者が所有又は管理する端末にダウンロードすること
 - ウ 商業目的によらず、SNS等の外部サービスにおいて当該コンテンツを公開すること
 - (4) 本件NFTを保有する本契約者は、本件NFTに紐づくシークレットコンテンツを本件ウェブサイト上においてのみ閲覧することができます。本件NFTを保有する者であっても、シークレットコンテンツのダウンロード又は公開をすることはできません。

- (5) 本件NFTの保有者及び本契約者は、本件NFT及びそれに紐づくコンテンツについて、同条 3項又は4項に定める場合を除き、著作権その他の権利が認められるわけではありません。また、著者は、イベントの案内を送付する場合がありますが、本件NFTの保有者及び本契約者には、イベントへの参加権が保証されているわけではありません。
- (6) 本件チェーンの分岐その他の事由により、本件NFTを基礎付ける記録の範囲が不明確となった場合、著者は本サービスとの関係で本件NFTを基礎付ける記録の範囲を定めることができます。

第5条(利用料金)

契約者は本サービスの利用料金を著者に支払う義務を負いません。

第6条(禁止事項)

契約者は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 著者又は他の契約者の権利又は利益を侵害する行為
- (3) 著者に対して虚偽の届出をする行為
- (4) 著者による本サービスの提供を妨害する行為
- (5) 自ら又は第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて著者の業務を妨害し又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

第7条(契約者の個人情報の取扱い)

著者は、著者が保有する契約者の個人情報を、著者が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第8条(本サービスの一時停止)

- 1 著者は、本サービスの稼働状態を良好に保つため、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止して保守点検を行うことができるものとします。
- 2 前項の場合著者は、契約者に対し、事前に本サービスの提供を一時停止する旨及びその期間を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。
- 3 本条に基づく本サービスの一時停止により契約者に生じた損害については、著者はその責任 を負いません。

第9条(本サービスの利用の禁止及び利用契約の解除)

- 1 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、著者は、何らの催告を要することなく直ちに契約者による本サービスの利用を禁止し、又は本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、著者の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないこととします。
 - (1) 本規約に違反する行為をしたとき
 - (2) 第2条第2項各号に該当したとき
- 2 前項に規定する場合契約者が著者に対して負担する一切の債務についてその期限の利益を 喪失するものとします。

第10条(契約者による解約)

契約者は、著者所定の解約申込書を著者に提出する方法その他の著者所定の方法により、本サービスの利用契約を解約することができます。

第11条(本サービスの終了)

著者は、本サービスの提供のために利用する第三者のサービス終了その他やむを得ない事由により、本サービスの提供を終了することがあります。

第12条(著者の損害賠償責任)

- 1 著者は、故意又は過失がある場合を除き、本サービスの利用に起因又は関連して契約者が被った損害を賠償する責任を負いません。
- 2 著者の過失(重大な過失を除きます)によって本サービスの利用に起因又は関連して契約者に 損害が生じた場合、著者は、債務不履行、不法行為その他の請求原因を問わず、契約者に現 実に生じた直接かつ通常の範囲の損害についてのみ責任を負い、その賠償額は、金4,000円を 上限とします。

第13条(契約者の損害賠償責任)

契約者は、その責めに帰すべき事由により本サービスの利用に起因又は関連して著者又は他の契約者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第14条(譲渡禁止)

- 1 契約者は、本規約及び本サービスの利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができません。
- 2 本件NFTの譲渡その他の事由により契約者以外の者が本件NFTを保有する場合であっても、 著者は契約者以外の本件NFTの保有者に対して何らの権利も付与せず、また義務を負うもので もありません。

第15条(通知)

著者から契約者への通知は、契約者が本サービスの利用契約の申込時に著者に届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第16条(準拠法)

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとします。

第17条(合意管轄裁判所)

本規約及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条(本規約の変更)

著者は、本規約を変更することができます。本規約を変更する場合著者は、著者のGitHubレポジトリ(https://github.com/0xywzx/SmartContractBook)にて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

2023年6月19日制定